

# 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続きを受けることができない・できなかった方については、以下のとおり対応します。

## 免許証の更新期限が過ぎてしまいそうな方

更新期限の前に、運転免許センターに郵送で申請していただくか、又は運転免許センターや警察署にご来場の上、申請していただくことで、3か月間運転が可能となります（※）。

手続きをせずに有効期間が過ぎると免許は失効し、運転はできなくなります。

### 【対象者】

免許証の更新期限が令和2年3月13日～12月28日までの間である方

※ 延長された期間内に、講習の受講や適性検査の受験を含む、**通常の更新手続きを改めて受けていただく必要**があります。

## 免許証の更新期限が過ぎてしまった方

更新期限までに更新手続きを行うことができず、運転免許を失効させた場合には、運転免許の失効から最長3年以内かつ新型コロナウイルス拡大の終息から1か月以内であれば、学科・技能試験を受けることなく免許の再取得が可能です。

また、この場合、通常の再取得手続きよりも手数料が減額されますのでお申出ください。

※ 手続きは運転免許センターのみとなります。

**詳しくは、運転免許センターまでお問い合わせください。**

問合せ先：神奈川県警察運転免許センター 045-365-3111